

## 第2 農用地等の保全に関する事項

### 1. 農用地等の保全の方向

農業は、農用地を活用し、安定的に農産物を供給するとともに、農業生産活動等を通して生じる県土の保全、水源の涵養<sup>かんよう</sup>、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その機能の適切な発揮が期待されている。しかし、本県においても、担い手の減少や高齢化とも相まって依然として新たな荒廃農地が発生しており、農業生産活動の継続によりその発生を防止するとともに、荒廃農地の解消に向けて再生・利用と保全管理に努め、多面的機能の増進と農業生産力の維持・向上を図る必要がある。

中山間地域等の生産条件の不利な地域では、その不利性を克服し、荒廃農地の発生を防止するために、集落協定に基づく持続的な保全活動への支援と土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発と農業生産基盤の整備を推進し、多面的機能の適切な発揮に資する必要がある。

一方、本県では災害が比較的に少ないものの、大雨や台風等による災害に対して農用地の維持・保全を図るために、今後とも、ため池や排水施設の整備、地すべり防止対策等を計画的に推進する必要がある。

また、農用地の維持・保全を図る上で重要な農業用水等の適切な保全・管理は、農村地域では過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下により困難となっている。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図っていく必要がある。

### 2. 農用地等の保全のための事業

県土の保全、水源の涵養<sup>かんよう</sup>、自然環境の保全など、農用地等は、農業生産活動を通して生じる多面的機能を有しており、安心して暮らせる安全な農村づくりと美しく魅力ある県土づくりを推進するため、各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、これら農用地等を保全する必要がある。

#### (1) 農用地等の土壤浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

災害を受けやすい農地や農業用施設を守るため、危険な箇所や老朽化し機能低下した施設の点検に努めるとともに、緊急を要するものから重点的、計画的に整備を推進する。

農業用水の安定供給と県土の保全に資するため池については、自然生態系を保全しつつ整備を推進するとともに、県南地域においては、周辺の都市化の進行に伴う立地条件の変化による湛水被害を防止するため、排水機や樋門などの排水施設の整備を推進する。

#### (2) 農業生産基盤整備事業等による荒廃農地の整備・復旧

荒廃農地は、農地の区画整理を行うほ場整備区域に編入し、周辺農地と一体的に整備・復旧を図る。

### 3. 農用地等の保全のための活動

#### (1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援

農地の保全・有効利用対策としては、荒廃農地の発生の防止及び再生・利用と保全管理を中心とした解消を図ることとし、市町村と農業委員会は、荒廃農地の実態を把握し、再生と利用に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

支援策として、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化を基本に、新規就農者の確保・育成、定年帰農者や作業受託組織への支援、農協や企業等による営農、都市住民による市民農園等の利活用、和牛の放牧、景観作物の導入など地域や個々の条件に即した対策を講じる。

#### (2) 地域共同活動、環境保全型農業への支援

多面的機能支払制度等を活用し、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による、農地・農業用水等の適切な保全・管理に資する基礎的な活動と生産資源の向上に

資する施設の長寿命化などの活動や農村環境の向上に資する活動、地球温暖化防止等に効果の高い環境保全型農業への取組を支援する。

(3) 意欲ある多様な農業者への農地利用の集積・集約化の促進

農業従事者の減少や高齢化により担い手が減少傾向にある中で、農地を有効に活用し、農業生産の拡大を図っていくため、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地利用の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。

(4) 集落協定に基づく中山間地域等の持続的な保全活動

中山間地域等の農村では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、県民にとって経済的損失が生じることが懸念されている。

このため、多面的機能の良好な発揮を図るため、生産条件の不利を補正するための支援を行う中山間地域等直接支払制度の活用により、農業生産活動を通して多面的機能を確保するとともに、荒廃農地の発生の防止及び解消を含め、農地の保全・有効利用を促進する。

(5) 景観農業振興地域整備計画の活用

市町村による景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を推進し、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保と農山村地域に特有な景観の保全・創出を図る。